

ト 六ヶ月以上十日給四十日分
一 額面手當ノ件

第一要求書

六ヶ月以上十日給四十日分

出給額十五圓

ロ 半額賞與支給スル件

出給額十圓ノロイ

ト 半二回一日及八日

武家遺族給支件

支給スルロイ

八ヶ月間補遺マ家給イノ遺業ノ組合一部間ニ費々二分マ

四ヶ月間ノ件

ハ 公府出陣ノ組合ハ給料二日分マ支給スルロイ

ロ 一箇月以上ハ給料全額ノ計分マ支給スルロイ

財團法人協調會大阪支所

ロ 六ヶ月以上一ヶ年未滿日給七十日分

ハ 一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎二日給四日分ヲ加算スル事

三、退職ノ場合ハ右半額ヲ支給スルコト

(以下條項ハ嘆願書ノ通り)

第二要求書

一、解雇手當之件

イ 二ヶ月以下ハ日給廿日分

ロ 二ヶ月以上六ヶ月未滿ハ日給四十日分

ハ 六ヶ月以上一ヶ年未滿ハ日給七十日分

ニ 一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎二日給四日分ヲ増ス事

(以下ノ條項ハ第一要求書ノ通り)